

令和8年度 水道水質検査計画



豊川市一宮浄水場

水道水質検査計画について

水道水質の水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを確認し、良好な水質を管理するために不可欠です。

この水道水質検査計画は、水質検査の適正化を確保するために水質検査項目や検査地点及び検査頻度等を定めたものです。

水質検査計画の内容

- | | |
|----------------|------------------------|
| 1 基本方針 | 6 臨時の水質検査 |
| 2 水道事業の概要 | 7 水質検査方法 |
| 3 水源の状況 | 8 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し |
| 4 検査地点 | 9 水質検査の精度と信頼性確保について |
| 5 水質検査項目及び検査頻度 | 10 関係機関との連携 |

1 基本方針

(1) 検査地点

水道法で検査が義務づけられている給水栓水（蛇口から出る水）の検査を基本とし、浄水工程の状況確認のため浄水場の原水（浄水場に入る水）、浄水（浄水場を出た水）についても検査を実施します。

(2) 検査項目

検査項目は、水道法で検査が義務づけられている「毎日検査項目」及び「水質基準項目」と検査を行うことが望ましいとされる「水質管理目標設定項目」及び本市が独自に行う「その他項目」とします。

(3) 検査頻度

給水栓水の検査頻度は、水道法に定められた頻度を基に水源の種類、検査する項目の検査結果（過去3年間）に基づいて、独自の回数を上乘せして検査を実施し水道水の安全性確保に努めます。給水栓水以外についても維持管理、安全確認のため必要な頻度で検査を実施します。

2 水道事業の概要

(1) 給水の状況（令和6年度末現在）

- ・ 給水人口 185,084人
- ・ 一日最大配水量 63,028m³
- ・ 一日平均配水量 58,628m³

(2) 浄水施設等の概要

豊川市の水道水は、下表の施設によるものと、愛知県企業庁から浄水を受水したのがあります。

施設名	水源名	処理方式	認可取水量(m ³ /日)
一宮浄水場	大和第1水源	凝集沈殿、急速ろ過、塩素消毒	9,930
	大和第2水源	塩素消毒	2,300
三上水源浄水場	三上第1水源	鉄・マンガン除去、塩素消毒	2,100
	三上第2水源	鉄・マンガン除去、塩素消毒	2,100
	当古第2水源	鉄・マンガン除去、塩素消毒	2,100
為当水源配水場	為当第1水源	イアレーション、砂除去、塩素消毒	750
赤坂水源浄水場	赤坂第2水源	イアレーション、塩素消毒	850
御馬浄水場	御馬第1水源	イアレーション、砂除去、塩素消毒	1,300
	御馬第2水源	イアレーション、砂除去、塩素消毒	1,200
	御馬第3水源	イアレーション、砂除去、塩素消毒	400
小坂井配水場	小坂井第1水源	イアレーション、鉄・マンガン除去、膜ろ過、塩素消毒	900
	小坂井第2水源	イアレーション、鉄・マンガン除去、膜ろ過、塩素消毒	1,650

※休止中の水源は、掲載していません。

3 水源の状況

原水の状況及び浄水処理により、水質管理上注意すべき点は以下のとおりです。

施設名	水源名	注意すべき項目
一宮浄水場	大和第1水源	アルミニウム及びその化合物、色度、濁度
	大和第2水源	アルミニウム及びその化合物、色度、濁度
三上水源浄水場	三上第1水源	マンガン及びその化合物
	三上第2水源	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、 ペルフルオロオキソカルボン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオキシ酸 (PFOA) マンガン及びその化合物
	当古第2水源	マンガン及びその化合物
為当水源配水場	為当第1水源	マンガン及びその化合物、pH値
赤坂水源浄水場	赤坂第2水源	pH値、濁度
御馬浄水場	御馬第1水源	マンガン及びその化合物、pH値
	御馬第2水源	マンガン及びその化合物、pH値
	御馬第3水源	マンガン及びその化合物、pH値
小坂井配水場	小坂井第1水源	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、 マンガン及びその化合物、pH値
	小坂井第2水源	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、 マンガン及びその化合物、pH値



急速ろ過設備（一宮浄水場）



除鉄・マンガン処理設備（三上水源浄水場）

4 検査地点（「別図1 水質検査地点」参照）

(1) 給水栓水

浄水場及び配水場の系統ごとに1ヶ所以上の検査地点とし、23ヶ所にて水質検査を実施します。

毎日検査については、効率的に水質確認ができる19ヶ所とします。

(2) 浄水

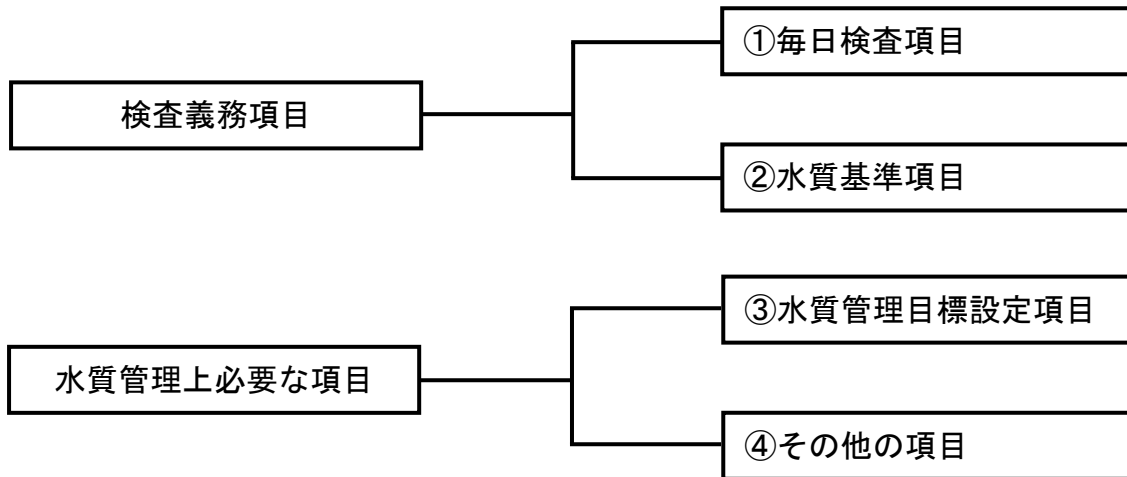
浄水場における浄水処理工程の確認のため、6ヶ所にて水質検査を実施します。

(3) 原水

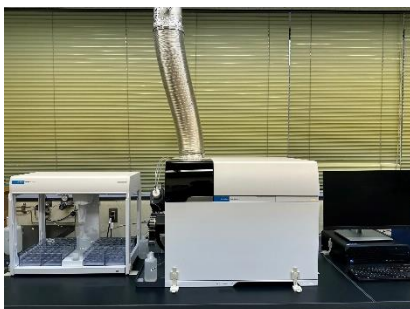
各水源の水質を把握し、水質管理を目的として、12ヶ所にて水質検査を実施します。また、大和第1水源については豊川の伏流水であることから、豊川の表流水についても試験を実施します。

5 水質検査項目及び検査頻度（「別表1 検査項目・検査頻度」参照）

水道法で義務づけられた毎日検査項目及び水質基準項目に加えて、水質管理上必要な項目として水質管理目標設定項目とその他の項目について、検査を行います。



- ① 毎日検査項目
給水栓で1日1回検査を行います。（色及び濁り並びに消毒の残留効果）
- ② 水質基準項目
基準値以下で給水することが法令で義務づけられている項目です。（52項目）
- ③ 水質管理目標設定項目
検査の義務づけはありませんが、水道水中での検出の可能性があるので、水質管理上留意すべき項目です。
水道水の安全性を考慮し本市が水質管理上必要と判断した項目について検査を行います。
- ④ その他の項目
本市が水質管理上必要と判断した項目について検査を行います。



誘導結合プラズマ質量分析装置
（ICP-MS）



パーティクルトラップ・ガスクロマトグラフ質量分析装置
（PT-GC-MS）

6 臨時の水質検査

以下のような場合には、臨時の水質検査を緊急に実施し、給水栓での安全性が確認されるまで継続して行います。

- ・ 水源の水質が著しく悪化したとき
- ・ 水源に異常があったとき
- ・ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ・ 浄水過程に異常があったとき
- ・ 水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ・ 災害時等特に必要があると認められるとき

7 水質検査方法

水質基準項目及び水質管理上必要と判断した項目は、迅速に検査を行い、その結果を速やかに水道水の安全管理に反映させるため、原則として、自己検査により実施します。ただし、毎日検査項目、水質基準項目のペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)、水質管理目標設定項目の一部（農薬類）及びクリプトスポリジウム・ジアルジアは外部委託で検査を行います。

なお、委託した検査の実施状況の確認については、水質検査の結果の根拠となる資料等を精査するとともに検査施設への立入検査を行います。

検査方法は、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」等）又は上水試験方法（日本水道協会）によって行います。

8 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

水道水質検査計画に基づいた水質検査を行い、結果を市ホームページ等で公表します。

水質検査結果をもとに検査頻度等を検討し、水道水質検査計画の見直しを行います。また、水道水質検査計画を市ホームページで公表し、お客様のご意見をいただき、より良い計画作りに心掛けていきます。

9 水質検査の精度と信頼性確保について

(1) 水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の1/10の定量下限を確保し、基準値及び目標値の1/10付近の測定において、変動係数(CV)が無機物では10%以下、有機物では20%以下の精度で水質検査を行います。

(2) 信頼性の確保

国、愛知県が実施する外部精度管理への参加や内部での精度管理を実施するとともに、検査技術に関する研修会に積極的に参加します。

また、「水道水質検査業務管理要領」に定める、各標準作業手順書及び検査機器操作マニュアル等に必要な改正をするなど検査精度の向上と信頼性の確保に努めます。

(3) 妥当性の評価

「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン(平成29年10月18日付け)」に基づき、水道水の水質基準項目及び水質管理目標設定項目の一部について妥当性の確認を行っています。今後も水質基準及び妥当性評価ガイドラインの見直し等に対応して妥当性評価を適宜実施します。

10 関係機関との連携

(1) 水質汚染事故が発生した場合

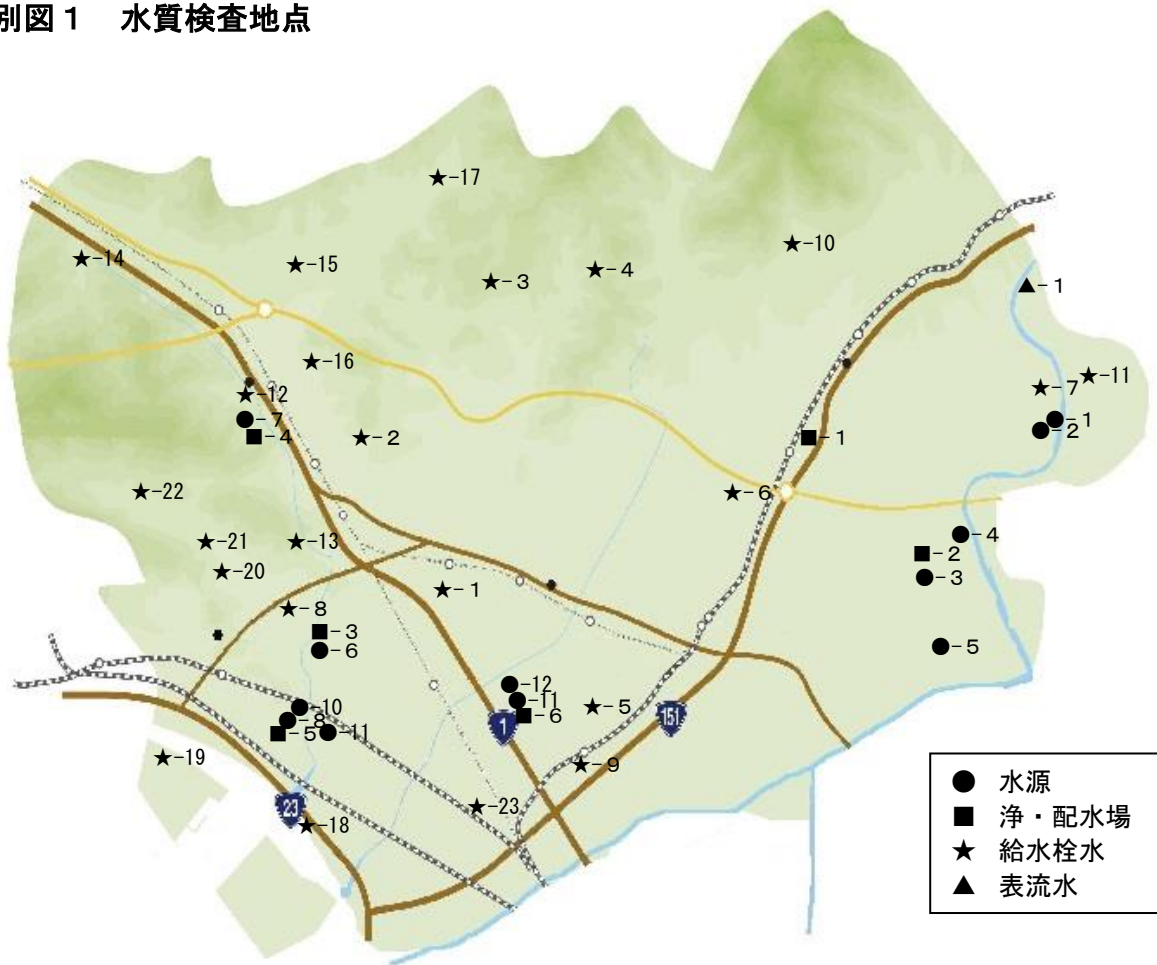
水源にて水質汚染事故等が発生した場合は、「豊川市水質汚染事故及び施設事故対策実施要領」に基づき、速やかに愛知県等関係機関と連絡を取り情報交換をするとともに連携して対策を実施します。

(2) 水質検査に係る広域連携

令和6年3月に、東三河8市町村と「水質検査協力に関する基本協定書」を、豊橋市上下水道局と「災害その他非常の場合における水道水質検査業務に係る協定書」を締結しました。水質検査に係る業務の協力体制を構築することにより安定性と信頼度を高め、基盤強化を図るとともに、災害等の非常時に水道水質検査業務の継続が困難な状況に陥った場合でも、協定者が相互協力することで検査業務を継続していきます。

お問い合わせ先
豊川市上下水道部水道整備課浄水場
〒441-1231 豊川市一宮町錦28番地
TEL:0533-92-1616 FAX:0533-93-2017
E-mail:josuijo@city.toyokawa.lg.jp

別図1 水質検査地点



【平尾第1配水池系統】

- ★-1 寄付公園 (※)
- ★-2 東山公園 (※)
- ★-3 財賀町地内 (※)

【一宮浄水場(千両配水池)系統】

- ▲-1 豊川表流水
- 1 大和第1水源
- 1 一宮浄水場
- ★-4 上千両ポンプ所
- ★-5 塔ノ木公園
- ★-6 本野ヶ原第1公園

【一宮浄水場(一宮配水池)系統】

- 2 大和第2水源
- 3 三上第1水源
- 4 三上第2水源
- 5 当古第2水源
- 2 三上水源浄水場
- ★-7 豊津町地内

【為当水源配水場系統】

- 6 為当第1水源
- 3 為当水源配水場
- ★-8 市木公園

【権現配水池系統】

- ★-9 下長山公園 (※)

【権現送水場系統】

- ★-10 藤八ポンプ所 (※)
- ★-11 江島ふれあいセンター(※)

【赤坂水源浄水場系統】

- 7 赤坂第2水源
- 4 赤坂水源浄水場
- ★-12 よらまいかん

【中山配水池系統】

- ★-13 弘法山公園 (※)
- ★-14 長沢町地内
- ★-15 赤坂台1号公園 (※)
- ★-16 東山中央公園 (※)
- ★-17 久田野ポンプ所 (※)

【御馬浄水場系統】

- 8 御馬第1水源
- 9 御馬第2水源
- 10 御馬第3水源
- 5 御馬浄水場
- ★-18 御津町新田地内
- ★-19 御幸浜パターゴルフ場

【豊沢配水池系統】

- ★-20 広石地区市民館
- ★-21 西豊沢公民館
- ★-22 東金野コミュニティハウス

【小坂井配水場系統】

- 11 小坂井第1水源
- 12 小坂井第2水源
- 6 小坂井配水場
- ★-23 小坂井中央公園

(※) は、当該水質検査地点が県水のみ系統であることを示す。

別表1 検査項目・検査頻度

① 毎日検査項目

項目No.	検査項目	評価	法令に基づく検査頻度	検査計画頻度(回/年)
				給水栓水
1	色	異常でないこと	1回/日以上	365
2	濁り	異常でないこと		365
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上		365

② 水質基準項目

項目No.	基準項目	基準値(mg/L)	過去3年間の最高値(mg/L)	法令に基づく検査頻度	検査計画頻度(回/年)			備考		
					給水栓水	浄水	原水			
1	一般細菌	100個/mL	0	1回/月以上	12	12	12			
2	大腸菌	不検出	不検出	1回/月以上	12	12	12			
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	1回/3箇月以上※1	4	4	4			
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満		2	2	2	※3		
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満		4	4	4			
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満		4	4	4			
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001未満		4	4	4			
8	六価クロム化合物	0.02	0.002未満		4	4	4			
9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004未満		12	12	12			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満		1回/3箇月以上	4	4	4		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	2.69		1回/3箇月以上※1	12	12	12		
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.06	4		4	4			
13	砒素及びその化合物	1	0.04	4		4	4			
14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満	4		4	4			
15	1,4-ジオキサリン	0.05	0.005未満	2		2	2	※3		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004未満	4		4	4			
17	ジクロロメタン	0.02	0.001未満	4		4	4			
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.001未満	4		4	4			
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001未満	4		4	4			
20	ペルフルオロオクタン sulfonic acid (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005	県水系統 0.00005未満 自己水系統 0.00008	1回/3箇月以上※1、2	県水系統1 自己水系統4	1	1	※3		
21	ベンゼン	0.01	0.001未満	1回/3箇月以上※1	4	4	4			
22	塩素酸	0.6	0.21	1回/3箇月以上	12	12	消毒副生成物であるため省略			
23	クロ酢酸	0.02	0.003未満		4	4				
24	クロホルム	0.06	0.034		4	4				
25	ジクロ酢酸	0.03	0.009		4	4				
26	ジブromクロロメタン	0.1	0.004		4	4				
27	臭素酸	0.01	0.001未満		4	4				
28	総トリクロロメタン	0.1	0.040		4	4				
29	トリクロ酢酸	0.03	0.015		4	4				
30	ブromジクロロメタン	0.03	0.007		4	4				
31	ブromホルム	0.09	0.001		4	4				
32	ホルムアルデヒド	0.08	0.008未満		4	4				
33	亜鉛及びその化合物	1	0.02		4	4		4		
34	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.03		1回/3箇月以上※1	4		4	4	
35	鉄及びその化合物	0.3	0.03未満			4		4	4	
36	銅及びその化合物	1	0.02	4		4	4			
37	ナトリウム及びその化合物	200	11.9	4		4	4			
38	マンガン及びその化合物	0.05	0.001未満	4		4	4			
39	塩化物イオン	200	11.9	1回/月以上		12	12	12		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	85.2	1回/3箇月以上※1	4	4	4	※4		
41	蒸発残留物	500	157		4	4	4			
42	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満		2	2	2	※3		
43	ジエタノール	0.00001	0.000002	発生時期に	4	4	4			
44	2-メチルイソブチルアルコール	0.00001	0.000001	1回/月以上	4	4	4			
45	非イオン界面活性剤	0.02	0.002未満	1回/3箇月以上※1	2	2	2	※3		
46	フェノール類	0.005	0.0005未満	1回/3箇月以上※1	2	2	2	※3		
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.8	1回/月以上	12	12	12			
48	pH値	5.8~8.6	7.1~7.8		12	12	12			
49	味	異常でないこと	異常なし		12	12	省略			
50	臭気	異常でないこと	異常なし		12	12	12			
51	色度	5度	0.5度未満		12	12	12			
52	濁度	2度	0.1度未満		12	12	12			

- ※1 過去3年間の最高値により検査頻度を緩和することが可能(最高値が基準値の1/10以下は1回/3年、1/5以下は1回/年)
- ※2 水道用水供給事業者から供給を受ける水の水質検査地点(県水系統)で、当該水道用水供給事業者の検査の結果が基準値の1/5以下であり、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められるときは、検査を省略することが可能
- ※3 法令により検査頻度を緩和することが可能なため回数を減らしています
- ※4 水質管理上の必要性から三上浄水場系統のみ12回/年実施

③ 水質管理目標設定項目

項目 No.	項目	目標値 (mg/L)	検査計画頻度(回/年)			備考
			給水栓水	浄水	原水	
1	アンモニア及びその化合物	0.02	2	2	2	
2	ウラン及びその化合物	0.002(暫定)	2	2	2	
3	ニッケル及びその化合物	0.02	2	2	2	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004	2	2	2	
8	トルエン	0.4	2	2	2	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	2	2	2	
10	亜塩素酸	0.6				消毒剤として二酸化塩素を使用していないため検査しません
12	二酸化塩素	0.6				
13	ジクロロセトトリル	0.01(暫定)	2	2		消毒副生成物であるため原水は検査しません
14	抱水コロイド	0.02(暫定)	2	2		
15	農薬類	検査値と目標値の比の和として、1以下			1	別表2参照
16	残留塩素	1	12	12		
17	カルシウム、マグネシウム(硬度)	10~100	4	4	4	
18	マンガン及びその化合物	0.01	4	4	4	
19	遊離炭酸	20	2	2	2	
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	2	2	2	
21	メチルtert-ブチルエーテル	0.02	2	2	2	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3				全有機炭素(基準項目)の検査にて代替
23	臭気強度(TON)	3	*	*	*	異常な臭気発生時に対応
24	蒸発残留物	30~200	4	4	4	
25	濁度	1度	12	12	12	
26	pH値	7.5程度	12	12	12	
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	2	2	2	
28	従属栄養細菌	2000個/mL(暫定)	2	2	2	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1	2	2	2	
30	アルミニウム及びその化合物	0.1	4	4	4	

※ 4、6、7、11は欠番

農薬類検査地点：原水（大和第1水源、御馬第1水源）

④ その他の項目

項目	検査計画頻度(回/年)			備考
	給水栓水	浄水	原水	
嫌気性芽胞菌(指標菌)			4	大和第1、赤坂第2、小坂井第1・2は12回/年
クリプトスポリジウム・ジアルジア	大和第1、為当第1、御馬第1・2、赤坂第2、小坂井第1・2各1回			

※ クリプトスポリジウム・ジアルジアとは人にも家畜にも感染する病原体のことであり、口から体内へ入り下痢や腹痛、発熱を引き起こします。本市では「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（平成19年3月30日厚生労働省健康局水道課長通知）に基づき、汚染の恐れがある伏流水・浅井戸を中心に検査を実施します。

別表2 農薬類

番号	検査対象農薬	用途	目標値(mg/L)
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	殺虫剤	0.05
2	2,2-DPA(ダラホ)	除草剤	0.08
3	2,4-D(2,4-PA)	除草剤	0.02
4	EPN	殺虫剤	0.004
5	MCPA	除草剤	0.005
6	アシュラム	除草剤	0.9
7	アセフェート	殺虫剤・殺菌剤	0.006
8	アトラジン	除草剤	0.01
9	アニコホス	除草剤	0.003
10	アミトラス	殺虫剤	0.006
11	アラクロール	除草剤	0.03
12	イソキサチオン	殺虫剤	0.005
13	イソフェンホス	殺菌剤	0.001
14	イソプロカルブ(MIPC)	殺虫剤	0.01
15	イソプロチオン(IPT)	殺虫剤・殺菌剤 植物成長調整剤	0.3
16	イソフェンカルバゾン	除草剤	0.002
17	イソプロホス(IBP)	殺菌剤	0.09
18	イミダクジン	殺虫剤・殺菌剤	0.006
19	インダノファン	除草剤	0.009
20	エスプロカルブ	除草剤	0.03
21	エトフェンプロックス	殺虫剤・殺菌剤	0.08
22	エンドスルファン(ベンゾエビ)	殺虫剤	0.01
23	オキサジクロホス	除草剤	0.02
24	オキシ銅(有機銅)	殺虫剤・殺菌剤	0.03
25	オキサトリン	殺虫剤・殺菌剤	0.1
26	カスサホス	殺虫剤	0.0006
27	カフェンストロール	殺虫剤・除草剤	0.008
28	カルタップ	殺虫剤・殺菌剤 除草剤	0.08
29	カルバリル(NAC)	殺虫剤	0.02
30	カルホフラン	代謝物	0.0003
31	キノクミン(ACN)	除草剤	0.005
32	キャブタン	殺菌剤	0.3
33	クミルロン	除草剤	0.03
34	グリホサート	除草剤	2
35	グルホシネート	除草剤 植物成長調整剤	0.02
36	クロメプロップ	除草剤	0.02
37	クロニトロフェン(CNP)	除草剤	0.0001
38	クロピリホス	殺虫剤	0.003
39	クロタロニル(TPN)	殺虫剤・殺菌剤	0.05
40	シアジン	除草剤	0.001
41	シアノホス(CYAP)	殺虫剤	0.003
42	ジクロロ(DCMU)	除草剤	0.02
43	ジクロベニル(DBN)	除草剤	0.03
44	ジクロホス(DDVP)	殺虫剤	0.008
45	ジクワット	除草剤	0.01
46	ジスルホトン(エチルチオメト)	殺虫剤	0.004
47	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤・殺菌剤	0.005 ※1
48	ジチオビル	除草剤	0.009
49	シロホップフェチル	除草剤	0.006
50	シマジン(CAT)	除草剤	0.003
51	ジメタメリン	除草剤	0.02
52	ジメトエート	殺虫剤	0.05
53	シメリン	除草剤	0.03
54	ダイアジン	殺虫剤・殺菌剤	0.003
55	ダイムロン	殺虫剤・殺菌剤 除草剤	0.8
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	殺菌剤	0.01 ※2
57	チアズニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1
58	チラム	殺虫剤・殺菌剤	0.02

検査は、使用時期を考慮し夏季に行います。

※1 ジチオカルバメート系農薬濃度は、7物質の二硫化炭素としての換算値合計。

※2 ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定し、合算して算出。

番号	検査対象農薬	用途	目標値(mg/L)
59	チオジカルブ	殺虫剤	0.08
60	チオフェネートメチル	殺虫剤・殺菌剤	0.3
61	チオベンカルブ	除草剤	0.02
62	テフリトリオン	除草剤	0.002
63	テルブカルブ(MBPMC)	除草剤	0.02
64	トリクロピル	除草剤	0.006
65	トリクロホス(DEP)	殺虫剤	0.005
66	トリスクラゾール	殺虫剤・殺菌剤 植物成長調整剤	0.1
67	トリフルラリン	除草剤	0.06
68	ナプロハミト	除草剤	0.03
69	パルコート	除草剤	0.01
70	ピペロホス	除草剤	0.0009
71	ピラクニル	除草剤	0.01
72	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004
73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	除草剤	0.02
74	ピリタフェンチオン	殺虫剤	0.002
75	ピリプロチカルブ	除草剤	0.02
76	ピロキロン	殺虫剤・殺菌剤	0.05
77	フィプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.0005
78	フェントロチオン(MEP)	殺虫剤・殺菌剤 植物成長調整剤	0.01
79	フェノプロカルブ(BPMC)	殺虫剤・殺菌剤	0.03
80	フェリムジン	殺虫剤・殺菌剤	0.05
81	フェンチオン(MPP)	殺虫剤	0.006
82	フェントエート(PAP)	殺虫剤・殺菌剤	0.007
83	フェントラザミト	除草剤	0.01
84	フサライド	殺虫剤・殺菌剤	0.1
85	フタクロール	除草剤	0.03
86	フタミホス	除草剤	0.02
87	フプロフェジン	殺虫剤・殺菌剤	0.02
88	フルジナム	殺菌剤	0.03
89	フルトラクロール	除草剤	0.05
90	フルロニトリン	殺菌剤	0.09
91	フルチオホス	殺虫剤	0.007
92	フルピコナゾール	殺菌剤	0.05
93	フルピザミト	除草剤	0.05
94	フルベナゾール	殺虫剤・殺菌剤	0.03
95	フルモブチド	殺虫剤・殺菌剤	0.1
96	ベニミル	殺菌剤	0.02
97	ベンシクロン	殺虫剤・殺菌剤	0.1
98	ベンゾピシクロン	除草剤	0.09
99	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005
100	ベンタジン	除草剤	0.2
101	ベンチイメタリン	除草剤 植物成長調整剤	0.3
102	ベンツラカルブ	殺虫剤・殺菌剤	0.02
103	ベンフルラリン(ベスロジン)	除草剤	0.01
104	ベンフルセート	除草剤	0.07
105	ホスチアフェート	殺虫剤	0.005
106	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.7
107	メコプロップ(MCOPP)	除草剤	0.05
108	メソニル	殺虫剤	0.03
109	メタラキシル	殺虫剤・殺菌剤	0.2
110	メチルチオン(DMTP)	殺虫剤	0.004
111	メトミナストリン	殺虫剤・殺菌剤	0.04
112	メトプロジン	除草剤	0.03
113	メフェナセート	除草剤	0.02
114	メプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1
115	メリネート	除草剤	0.005